

令和7年度指名停止の運用状況一覧表

整理番号	商号又は名称	住所	期間	要領適用条項	理由	発生場所
1	新明和工業株式会社流体事業部営業本部中部支店	名古屋市中区大須1-7-11	令和7年4月3日 から 令和7年11月2日 まで (7か月)	要領第4条第1項 (別表第3-1)	公正取引委員会は、令和7年3月24日に、機械式駐車装置の設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、新明和工業株式会社始め5者に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。（内1者は排除措置命令のみ）また、IHI運搬機械株式会社に対して、違反事実の認定を行った。 したがって、違反事業者の内、本組合の入札参加資格を有する新明和工業株式会社流体事業部営業本部中部支店、住友重機械搬送システム株式会社大阪支社及びIHI運搬機械株式会社に対し、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	—
2	住友重機械搬送システム株式会社大阪支社	大阪府大阪市北区中之島2-3-33				
3	IHI運搬機械株式会社	東京都中央区明石町8-1				
4	東名開発株式会社	海部郡蟹江町大字蟹江新田字前波227-3	令和7年5月1日 から 令和7年5月14日 まで (2週間)	要領第4条第1項 (別表第1-7)	海部建設事務所発注の「緊急河川浚渫維持工事（その4）（週休2日）」において、作業員が、伐採した雑木をパッカー車に積み込める大きさにするため、1人でチェーンソーにて切断作業を行っていたところ、片手でチェーンソーを操作し、その手と交差する形で左手で伐木を持ったことから、チェーンソーに左腕の服が巻き込まれ、左腕を切る事故が発生した。これにより、全治約2週間（休業0日）の軽傷を負った。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事務事故調査委員会において元請業者、一次下請業者及び二次下請業者が著しく安全管理義務を怠ったと判断されたことから、元請業者である東名開発株式会社、一次下請業者であるフジ造園土木株式会社及び二次下請業者である松香造園株式会社に対して指名停止を行う。	愛西市西川端町地内
5	フジ造園土木株式会社	名古屋市港区十一屋2-4				
6	松香造園株式会社	あま市七宝町川部二屋敷23				
7	荒川造園株式会社	名古屋市昭和区東畑町2-18	令和7年5月1日 から 令和7年5月14日 まで (2週間)	要領第4条第1項 (別表第1-7)	該当者が、緑政土木局が発注した「公園樹木その他管理委託（熱-10）単価契約」（令和6年11月27日契約：履行期間 令和6年11月27日から令和7年3月31日まで）の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和7年2月26日に作業員が負傷する契約関係者事故を生じさせたことによる。	—

令和7年度指名停止の運用状況一覧表

整理番号	商号又は名称	住所	期間	要領適用条項	理由	発生場所
8	TSUCHIYA株式会社	名古屋市中区丸の内2-2-25	令和7年7月29日 から 令和7年8月11日 まで (2週間)	要領第4条第1項 (別表第1-7)	名古屋市上下水道局の発注した「緑区ほら貝二丁目地内野並幹線改良工事(第2工区)」の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和7年6月20日に作業員が負傷する工事関係者事故を生じさせたことによる。	名古屋市緑区
9	株式会社中央技術コンサルタンツ	名古屋市中村区名駅3-28-12	令和7年8月21日 から 令和8年10月20日 まで (14か月)	要領第4条第1項 (別表第3-3)	宮城県気仙沼市が令和5年度に発注した道路整備工事の設計業務の一般競争入札に際し、同市の職員が設計価格を株式会社中央技術コンサルタンツ東北支店長に漏らし、落札させたとして、同職員が官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の疑いで、同支店長が公契約関係競売等妨害の疑いで令和7年7月21日、宮城県警察に逮捕された。 このため、契約の相手方として不相当であると判断し、株式会社中央技術コンサルタンツ名古屋営業所に対し指名停止を行う。	—
10	株式会社サユミ	名古屋市中区東又兵衛町二丁目136番地の1	令和7年10月9日 から 令和8年1月8日 まで (3か月)	要領第4条第1項 (別表第3-7)	名古屋市住宅都市局が発注した「中小企業振興会館中央監視装置更新工事(週休2日)」(契約日:令和7年7月17日)において、履行不能である旨の届出があり令和7年9月16日に契約を解除したことによる。 これにより、契約の相手方として不相当であると判断し指名停止を行う。	—
11	極東開発工業株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町2-5-11	令和7年10月16日 から 令和8年5月15日 まで (7か月)	要領第4条第1項 (別表第3-1)	公正取引委員会は、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 したがって、契約の相手方として不相当であると判断し指名停止を行う。	—
12	新明和工業株式会社 流体事業部営業本部中部支店	名古屋市中区大須1-7-11	令和7年10月16日 から 令和8年6月15日 まで (8か月)	要領第4条第1項 (別表第3-1)	公正取引委員会は、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、違反行為の認定を行った。 したがって、契約の相手方として不相当であると判断し指名停止を行う。	—

令和7年度指名停止の運用状況一覧表

整理番号	商号又は名称	住所	期間	要領適用条項	理由	発生場所
13	株式会社麦島建設	名古屋市昭和区鶴舞二丁目19番10号	令和7年11月18日 から 令和7年12月1日 まで (2週間)	要領第4条第1項 (別表第1-7)	名古屋市教育委員会が発注した「博物館リニューアル改修その他工事(週休2日)」(令和7年3月10日契約)の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和7年9月11日に作業員が負傷する工事等関係者事故を生じさせたことによる。 したがって、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	名古屋市内
14	株式会社鈴木産業	名古屋市千種区京命2-6-16	令和7年11月18日 から 令和7年12月1日 まで (2週間)	要領第4条第1項及び 第5条第1項(別表第1-7)	名古屋市教育委員会が発注した「博物館リニューアル改修その他工事(週休2日)」(令和7年3月10日契約)の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和7年9月11日に作業員が負傷する工事等関係者事故を生じさせたことによる。 したがって、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	名古屋市内
15	ユニテック株式会社	名古屋市西区丸野二丁目10番地	令和7年12月25日 から 令和8年2月24日 まで (2か月)	要領第4条第1項 (別表第3-7)	令和7年11月5日に名古屋市財政局で執行した「SRT乗降待合空間上屋設置工事」の入札後資格確認型一般競争入札において、令和7年12月5日に落札決定後の契約締結の辞退をしたことによる。 これにより、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	—
16	角文株式会社	刈谷市泉田町古和井1	令和7年12月25日 から 令和8年1月24日 まで (1か月)	要領第4条第1項 (別表第1-4、1-7)、 第6条第1項	令和7年10月14日、知立建設事務所発注の「道路改良工事(交付金)(安城3号工)(週休2日・遠隔臨場)」において、バックホウをダンプトラックの荷台に積み込むため、アルミブリッジを使用して後進で荷台へ上ろうとしたところ、荷台に乗りかかった時に片方のアルミブリッジが滑り落ち、バックホウが転落して一次下請業者の作業員であるオペレーターが投げ出され、全治3か月の重傷を負った。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事故調査委員会において元請業者が著しく安全管理義務を怠ったと判断された。 また、工事着手前に提出すべき施工計画書を提出しておらず、愛知県土木工事標準仕様書に定める必要な手続きを怠っていたことは契約違反にあたる。 したがって、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	安城市高棚町 地内

令和7年度指名停止の運用状況一覧表

整理番号	商号又は名称	住所	期 間	要領適用条項	理 由	発生場所
17	木内建設株式会社 名古屋支店	名古屋市東区代官町40-29	令和8年1月20日 から 令和8年2月2日 まで (2週間)	要領第4条第1項 (別表第1-7)	令和7年10月23日、愛知県公営住宅課発注の「愛知県営鳴海住宅PFI方式整備事業(第2次)」において、梁型枠の締固め作業を行っていた作業員が、別作業で使用中の資材運搬用仮設開口部から1階下へ転落し、約4週間の加療を要する中傷を負った。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事務調査委員会において特定事業者の安全管理措置が不適切であると判断された。 したがって、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	名古屋市緑区 浦里四丁目地内
18	株式会社愛知シンコー	名古屋市南区三条2-15-25	令和8年1月20日 から 令和8年3月19日 まで (2か月)	要領第4条第1項 (別表第3-7)	愛知県建設局一宮建設事務所発注の「交通安全施設等整備事業費(老朽化対策)の内横断歩道橋修繕工事(03)(週休2日)」の入札において、令和7年12月17日に株式会社愛知シンコーを落札者として決定したところ、令和7年12月18日に技術者の配置が困難になったとして同社が契約を辞退したものである。 このことは、不正又は不誠実な行為にあたり、工事等の契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	—
19	日本交通技術株式会社 名古屋支店	名古屋市中村区椿町14-13	令和8年1月20日 から 令和9年7月19日 まで (18か月)	要領第4条第1項 (別表第3-2) 及び 第6条第3項	公正取引委員会は、愛知県を含む特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、東海旅客鉄道株式会社始め違反事業者6者を公表するとともに、日本交通技術株式会社始め5者に対し排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 したがって、違反事業者の内、本組合の入札参加資格を有する日本交通技術株式会社名古屋支店始め5者に対し、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	—
20	ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社	名古屋市中村区名駅5-33-10	令和8年1月20日 から 令和8年10月19日 まで (9か月)			
21	大日コンサルタント株式会社 中日本支社	名古屋市中村区名駅5-27-13	令和8年1月20日 から 令和8年10月19日 まで (9か月)			
22	株式会社トーニチコンサルタンツ 中部支社	名古屋市中区葵1-20-22	令和8年1月20日 から 令和8年10月19日 まで (9か月)			
23	丸栄調査設計株式会社 名古屋支店	名古屋市中区丸の内3-5-2ミュージット丸の内601号室	令和8年1月20日 から 令和9年7月19日 まで (18か月)			

令和7年度指名停止の運用状況一覧表

整理番号	商号又は名称	住所	期 間	要領適用条項	理 由	発生場所
24	株式会社福田組 名古屋支店	名古屋市中区丸の内3-23-8	令和8年1月20日 から 令和8年2月2日 まで (2週間)	要領第4条第1項 (別表第1-7)	名古屋市上下水道局が発注した「高蔵ポンプ所場内整備工事」(令和7年4月11日契約)の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和7年12月1日に作業員が負傷する工事関係者事故を生じさせたことによる。 これにより、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	名古屋市内
25	早川建設株式会社	名古屋市守山区小幡南2-2-34	令和8年1月20日 から 令和8年2月2日 まで (2週間)	要領第4条第1項及び 第5条第1項(別表第1-7)		
26	株式会社RKT	名古屋市緑区平手南一丁目602番地	令和8年1月20日 から 令和8年2月2日 まで (2週間)	要領第4条第1項及び 第5条第1項(別表第1-7)		
27	東洋シャッター株式会社 名古屋支店	名古屋市中川区北江町2-12	令和8年3月24日 から 令和8年5月23日 まで (2か月)	要領第4条第1項 (別表第3-6)	一部の地域において、建設業許可を有しない者との間で建設業法施行令第1条の2に定める金額を超える額をもって下請契約を締結していた。 このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、近畿地方整備局は同条第3項により、令和8年2月24日付けで同社に対し令和8年3月11日から同月20日までの10日間の営業停止処分を行った。 これにより、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行う。	—
28	弥富建設株式会社	弥富市鯛浦町西前新田67	令和8年3月24日 から 令和9年7月23日 まで (16か月)	要領第4条第1項 (別表第3-3)	弥富市が発注した工事において、同市元建設部長が漏洩した入札情報をもとに業者間で受注調整をしていたとして、同市元建設部長が官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で令和8年3月4日、名古屋地方検察庁から起訴されるとともに、弥富建設株式会社及び株式会社佐藤工務店の代表取締役、他2者の役員等が公契約関係競売等妨害の罪で同日、略式起訴された。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、弥富建設株式会社、株式会社佐藤工務店に対し指名停止を行う。	—
29	株式会社佐藤工務店	弥富市鯛浦町西前新田21				